

自動車保険に関する仕様書

1 件名

公益財団法人福島県保健衛生協会が所有または使用する自動車の任意保険加入契約

2 契約対象車両

91台

※「契約対象車両一覧表」のとおり

3 保険期間

令和7年7月1日午後4時から令和8年7月1日午後4時まで

また、保険期間中に発生した事故については、保険期間の終了後も、示談の成立その他当協会の負担する損害賠償責任の内容の確定まで保険期間中と同様に対応すること

4 保険の種類および補償内容

(1) 保険種類

自動車保険（フリート契約）

(2) 補償内容

①対人賠償保険金額（1名につき） 無制限（免責なし）

②対物賠償保険金額（1事故につき） 無制限（免責なし）

③人身傷害補償保険（1名につき） 無制限

（ただし自家用バス小型は1名につき1億円、
1事故につき30億円とする。）

④車両保険 一般条件、免責なし、車両保険金額は「契約対象車両一覧表」
のとおり

(3) 特約その他

①対人・対物とも、示談代行および支援サービス付きであること。

②ロードサービス付きであること。

③弁護士相談費用を担保すること。

④従業員等所有企業賠償特約を担保すること。

・対人賠償保険および対物賠償保険の保険金額は、前記（2）①および②のとおり無制限とすること。

・業務中および通勤中の事故を対象とすること。

⑤管理請負被保追加特約を担保すること。

⑥職員（請負契約、委任契約、派遣契約又はこれらに類似の契約に基づき職員に準ずる地位にある者を含む。）以外の者が運転中の事故について不担保とする。

⑦事故付随費用（出張先等で事故が発生した際の代替交通費、宿泊費）は不担保とする。

⑧全損諸費用、傷害一時費用、対人臨時費用、レンタカー費用等について不担保とする。

※なお、本仕様書の条件を満たすことにより付帯される特約または車両保険契約上付帯しなければならない特約がある場合は、付帯することを妨げない。

5 保険契約の条件

(1) 営業規模等

福島県内に事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点）が1か所以上あること。

(2) 保険料の支払い

1回払い（振込）とする。

6 事故処理対応及び手続

(1) 事故の受付、対応

①事故発生時において、24時間受付体制を整えていることとする。また、事故解決まで専任担当者が迅速かつ的確な対応行うものとする。

②事故の内容によっては、必要に応じて現場確認を行うこと。

(2) 事故処理及び報告

事故処理状況について、随時報告を行い、適切な進行管理およびその情報についての整理・把握を行うこと。

(3) 示談書等の作成

事故相手方との示談にあたり、示談書等を作成する場合には、その内容を当協会に報告し、了解を得ること。また、示談書の様式は必ず当事者の双方が捺印する形式のものとする。

7 その他

(1) 自動車の性能及び機能（装置）による割引及びその他の割引が付加できる場合には、当該割引を適用することができるものとする。（新車割引、低公害車割引等）

(2) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、契約機関と協議して決定するものとする。

(4) 損害保険料算出機構（損害保険料算出団体に関する法律に基づき設定された料率団体をいう。）に法人の成績内容を照会するに当たり必要な書類等があるときは、その旨を書面により申し出ること。